高岡市議会基本条例　解説付

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　議会及び議員の活動原則（第３条－第６条）
第３章　議会運営（第７条・第８条）
第４章　市民と議会の関係（第９条・第 10 条）
第５章　議会と市長等との関係（第 11 条－第 14 条）
第６章　議会の体制整備（第 15 条―第 19 条）
第７章　議員の政治倫理、身分及び待遇（第 20 条－第 22 条）
第８章　議会改革、最高規範性（第 23 条・第 24 条）
第９章　補則（第 25 条・第 26 条）
附則

高岡市議会（以下「議会」という。）は、高岡市長（以下「市長」という。）とともに、高岡市民（以下「市民」という。）を代表する機関であり、二つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして市民の意思を代弁する責務を負っている。

議会は、市民に対して二元代表制の実効性を高めるため、議事機関として、市議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与し、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

さらに、地方分権の進展に伴う地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大等に対応し、地方公共団体の意思決定、執行機関に対する監視等において、地方議会の果たす役割はますます大きくなってきている。

議会は、先人から受け継いだ歴史や伝統文化を後世に引き継ぐとともに、新たな時代を拓く活力に満ちたまちづくりを進めるため、創意工夫を重ね、公正性・透明性を確保し、行動する議会として、市民とともに地域の主体性を高めなければならない。

よって、ここに、住民自治を推し進め、団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、全力をもって市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

【解説】二元代表制や地方分権社会における議会の役割を明らかにするとともに、地方自治の本旨を実現し、高岡市が本市特有の歴史や伝統文化に立脚した活力に満ちたまちとなるよう、高岡市議会は、全力をもって市民の負託に応えるため行動することを条例制定に当たっての決意として明記しています。

《用語の説明》

二元代表制　地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度をとっています。これを二元代表制と言います。

　二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。

　ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。

地方自治の本旨　地方自治の本来のあり方で、以下の「住民自治」と「団体自治」からなっています。

住民自治　行政が住民の自由意思に基づいて行われなければならないことをいい、地方公共団体の機関には、住民の意思が直接・間接に反映されていなければならないこととされています。

団体自治　地方の運営はその地方に国とは別の、独立した、自治権を持つ地方統治機構（地方公共団体、地方政府等）により行われるべきという概念のことです。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】条例制定の目的を定めています。

（基本理念）

第２条　議会は、市政における議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくし、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

【解説】条例制定の基本理念を定めています。地方分権時代にふさわしい、真の地方自治の実現を目指す議会としての基本的な姿勢、考え方を示しています。

第２章　議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第３条　議会は、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1)　政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務について監視及び評価機能を果たすこと。

(2)　提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。

(3)　市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。

(4)　市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

(5)　高岡市内において大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大防止と災害復旧に寄与するため、高岡市議会災害対応マニュアルに基づき行動すること。

【解説】議会に求められる役割を果たすための５つの活動原則を定めています。

(1)　市の意思決定を行うとともに、市長等の執行機関による市政運営の監視や、事務執行の成果等について評価することを定めています。

(2)　本会議、委員会や会派、議員個人の活動を通じて政策立案や政策提言に取り組み、執行機関の補完機能の強化に努めていくことを定めています。

(3)　議案等の審議内容・結果について、市民に対し説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進することを定めています。

(4)　様々な機会を通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させることを定めています。

(5)　大規模災害発生時は、災害対応マニュアルに基づき行動することを定めています。

《用語の説明》

市長その他の執行機関　行政の執行権限を持ち、その管轄の事務について自らの判断と責任において執行する機関のこと。（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）

（議員の活動原則）

第４条　議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

(1)　議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2)　日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。

(3)　議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(4)　高岡市内において大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大防止と災害復旧に寄与するため、高岡市議会災害対応マニュアルに基づき行動すること。

【解説】前条で規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢、議会活動における原則を定めています。

(1)　議会は、複数の議員が集まり言論によって物事を決める言論の府・合議制機関であることを認識し、議員同士の自由で活発な議論を展開していくことが重要であることから、これを活動の原則として定めています。

(2)　議員は、常に研修等に参加し調査研究することにより自らの資質を高め、特定の市民や地域、企業、団体に偏らず、市政全体を見据えた活動をすべきであることを定めています。

(3)　議員は、議会における活動や市政運営に関する自身の考えについて、説明責任を果たしていくことを定めています。

(4)　議員は、大規模災害発生時は、災害対応マニュアルに基づき行動することを定めています。

（議長の責務）

第５条　議長は議会を代表し、中立かつ公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

【解説】議長は、議場の秩序保持や議事整理など、大きな権限を有していることから、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営を行うことを責務として定めています。

（会派）

第６条　議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

２　会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めなければならない。

３　会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

【解説】会派の定義、役割について定めています。

1　議員は、基本的な政策の考え方を同じくする議員と会派を結成することができることを定めています。

2　会派は、政策集団として政策立案や政策提言について、会派間での調整を行い合意形成に努めなければならないことを定めています。

3　議会及び議員と同様に、会派としても市民に対し説明責任を果たすよう努めることを定めています。

第３章　議会運営

（議会運営）

第７条　議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

２　議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

３　議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。

【解説】議会運営に関する基本原則を定めています。

1　議会運営は民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行っていくことを定めています。

2　議会は、言論の府、合議制の機関として、様々な考えを持っている議員同士が積極的に話し合い、合意形成を図っていくことを原則とすることを定めています。

3　市民に開かれた議会とするため、議会は、難解な表現、専門用語等を多用せず、会議を傍聴している市民にわかりやすい言葉を使用した議会運営に努めることを定めています。

（委員会）

第８条　委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

２　委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

３　委員会の審査に当たっては、必要に応じて傍聴人に審査資料を貸与するものとする。

【解説】委員会の運営について定めています。

1　委員会は、その所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実を図り、その機能が十分に発揮されるような運営を行っていくことを定めています。

2　委員長は、委員会において、中立かつ公平な立場で、審査が円滑で能率的に進行するよう、その責務を果たさなければならないことを定めています。

3　委員会開催に当たり、傍聴人に対し、必要に応じて審査資料を貸与することを定めています。

《用語の説明》

委員会　議案その他の議決事項は、本会議で議決（決定）されますが、本会議での審議を効率的に行うため、少人数の議員で構成する委員会を設け、議案などを専門的・能率的に審査しています。

第４章　市民と議会の関係

（広報広聴の充実）

第９条　議会は、市民への説明責任を果たすために多様な媒体を用いて情報を発信し、市民に対し、わかりやすく広報することに努めることとする。

２　議会は、市民の意見を的確に把握するとともに、市民との情報の共有を推進するため、意見交換の場を設けることができる。

３　議会は、前２項に定める方策の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

【解説】議会の広報広聴機能の充実について定めたものです。

1　議会は、市民への説明責任を果たすための手段として、議会だより、議会ホームページ、インターネット議会中継等の多様な媒体を用いて、わかりやすく開かれた議会を目指すことを定めています。

2　議会は、市民の意見を的確に把握し、市民との情報の共有を推進するため、意見交換会等を開催することを定めています。

3　議会は、市民との情報共有の推進と市民参画の機会の充実を図るため、市民への広報広聴活動を専門的に行う広報広聴委員会を設置することを定めています。なお、広報広聴委員会は、地方自治法第 100 条第 12 項の規定に基づき、会議規則で定める協議・調整の場となります。

（市民参加及び市民との連携）

第 10 条　議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

２　議会は、議会における会議を原則公開とする。ただし、代表者会議及び議長が必要と認めるものについては、この限りでない。

３　議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。

４　議会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じて提出者の意見聴取を行う機会を設けることができる。

【解説】議会への市民参加を推進するための取り組みを定めています。

２　議会は、透明性の確保等の観点から、常任委員会や特別委員会等の議会が開催する会議を原則として公開とすることを定めています。ただし、代表者会議及び議長が必要と認めるものについては例外としています。

３　議会は、市民の意見や専門的知見を議案の審議等に反映させるため、地方自治法に定められている公聴会及び参考人制度を活用することを定めています。

４　請願及び陳情を審査する委員会において、必要に応じて提出者が出席して意見を言う機会を設けることができることを定めています。

《用語の説明》

公聴会制度　議会では、会議において予算その他重要な議案、請願・陳情等について公聴会を開き、利害関係者や学識経験者などから意見を聴くことができるとされています。

参考人制度　議会では、会議において市の事務に関する調査又は審査のために必要がある場合には、参考人に来ていただきその意見を聴くことができるとされています。

第５章　議会と市長等との関係

（市長等との関係）

第 11 条　議会は、市長等と、常に緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。

【解説】議会と市長等との関係を定めています。

（会議における質疑応答）

第 12 条　本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式又は一問一答方式により行うものとする。

２　本会議における一般質問は、会派代表による代表質問として行うことができる。この場合においては、一括質問・一括答弁方式により行うものとする。

３　議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うときは、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするよう努めなければならない。

４　議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

【解説】本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式又は一問一答方式により行うことを定めています。

２　会派代表による代表質問の方式は、一括質問・一括答弁方式で行います。

３　いずれの方式においても、議員は、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするよう努めなければならないことを定めています。

４　議会と市長等との関係において、議会での審議等に当たっては、議員の質問に関し、議長又は委員長の許可を得て、反問としてその趣旨の確認や逆質問をすることができることを定めています。

※　一問一答方式による一般質問は、12 月及び３月のいずれかにおいて行い、また、一括質問・一括答弁方式による一般質問をしない場合に限り行うことができるなど、一般質問要綱に必要事項を定めています。

（議会審議における論点情報の形成）

第 13 条　議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1)　政策の発生源

(2)　提案に至るまでの経緯

(3)　総合計画との整合性

(4)　財源措置

２　議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【解説】市長等に議会審議に必要な情報開示を求めることについて定めています。議会は、市長が重要な計画、政策、事業等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議の論点の明確化などに必要となる情報を明らかにするよう求めることを定めています。

（議決事件の追加）

第 14 条　議会は、議会の監視機能上の必要性と市長の政策執行上の必要性を比較衡量のうえ、法第 96 条第２項により議会の議決すべき事件を追加するものとする。

【解説】議会として市の方向性に責任を持ち、市長の行う行政をより確実にチェックすることを目的に、地方自治法が定めるもののほかにも、議決事件を定めることができるとする地方自治法第 96 条第２項の規定を受け、議会としても必要性を考慮しながら、議決事件の追加を行うことを定めています。

※　法の改正により、地方公共団体の総合計画基本構想の策定義務がなくなり議決事件ではなくなりましたが、今後、市長が市政全般における基本的な計画を策定する場合などにおいて、その都度、議決事件とする必要性を検討することとします。

第６章　議会の体制整備

（議会の機能の強化）

第 15 条　議会は、市政の執行に関する監視及び評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

【解説】議会の監視・評価機能や政策立案・提言機能の強化を定めています。

（調査機関及び検討会等の設置）

第 16 条　議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

２　議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

【解説】市政の課題を調査するための調査機関等の設置について定めています。
※　法の改正により、議案の審査等に係る専門的事項について学識経験者等に調査・報告をさせることができるようになったことを踏まえ、より高度な専門的知見を活用するため、議会に調査機関を置くことができるようにすることを定めています。
2　市政の課題を調査するための検討会を設置できるようにすることを定めています。

（議員研修の充実強化）

第 17 条　議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実・強化に努めるものとする。

【解説】議会としての政策立案等の能力の向上及び議員としての能力の向上を図るため、研修を実施することを定めています。

（議会事務局の体制整備）

第 18 条　議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るものとする。

【解説】議会の政策立案能力の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進める必要があることから、その活動を補助する議会事務局の調査・政策法務機能の充実を図り、体制を強化することを定めています。

（政務活動費）

第 19 条　高岡市議会政務活動費の交付等に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 6 号）の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

【解説】政務活動費の適正な執行を定めています。
《用語の説明》
政務活動費　議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付しているもので、本市では会派（所属議員 1 人の場合を含む。）に対して、議員 1 人当たり年額 90 万円を交付しています。

第７章　議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第 20 条　議員の政治倫理に関して必要な事項は、別に条例で定める。

２　議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

【解説】議員は、市民の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚した上で、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位を保つよう努めなければならないことを定めています。

（議員定数）

第 21 条　議員定数は、高岡市議会議員定数条例（平成 21 年高岡市条例第 43 号）で定めるところによる。

２　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点を含め、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めて決定するものとする。

【解説】議員の定数については、「高岡市議会議員定数条例」で定めることとしています。

２　行政運営に対する監視、評価機能や政策提案機能等が果たせる規模であることが基本であり、改正の際には市民の意見を聴取した上で決定していくことを定めています。

（議員報酬）

第 22 条　議員報酬は、高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 43 号）で定めるところによる。

【解説】議員報酬については、「高岡市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例」で定めることとしています。

第８章　議会改革、最高規範性

（議会改革）

第 23 条　議会は、公正、透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続して議会改革に取り組むものとする。

【解説】議会は、公正で透明で市民に対し開かれた議会を実現するため、常に問題意識を持ち、議会改革に取り組むことを定めています。

（最高規範性）

第 24 条　この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】法形式として本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、本条例の制定目的と規定内容から、本条例は、高岡市議会における最高規範性であり、議会に関する他の条例や規約等を制定又は改廃等する場合は、本条例との整合を図らなければならないことを定めています。

第９章　補則

（見直し手続）

第 25 条　議会は、４年に１回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解説】この条例の目的達成状況について、少なくとも一般選挙が行われる４年に一度は、議会運営委員会で検討をすることを規定しており、検討の結果改正の必要があれば、必要な手続きをとり改正しなければならないことを規定しています。

（委任）

第 26 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が定める。

【解説】その他必要事項については、その内容に応じ、条例、規則、要綱、規程、申し合わせなどで定めます。

附　則

この条例は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成 29 年９月 19 日から施行する。

附　則

この条例は、令和３年 11 月 20 日から施行する。